

岡谷市立小・中学校職員服務規程の一部改正について

【改正理由】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年12月27日厚生労働省令第89号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、子育て部分休暇の承認に関して、これまで子の看護休暇及び介護休暇の取得は、半日単位で取得できるとされていたものが、時間単位での取得に義務化され、充実が図られました。

これに伴い、長野県教育委員会の市町村立小・中学校職員服務規程（準則）が一部改正されたため、市規程についても一部改正を行う。

【主な改正内容】

第24条に規定している「休暇等」の中に、子育てに係る部分休暇を追加し、部分休暇取得に関する事務手続きについて規定する。※別紙のとおり

併せて、服務規程の中の各種様式について、押印の見直しを行い一部の押印欄を削除する。

【施行日】

■示達の日から施行する。

岡谷市立小・中学校職員服務規程（平成3年岡谷市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○岡谷市立小・中学校職員服務規程 平成3年1月7日 教育委員会訓令第1号 （休暇等） 第24条 職員（市費負担の職員を除く。以下この条において同じ。）は、年次休暇を請求しようとするとき又は療養休暇（職員の妊娠4カ月以上の分べんに係る休暇（以下「産前産後休暇」という。）を除く。）若しくは特別休暇の承認を受けようとするときは、休暇等整理簿（様式第16号）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができないときは、電話等により連絡するとともに、事後直ちに承認を受けなければならない。 第2項から第4項まで （略） 5 職員は、産前産後休暇を申し出るときは、あらかじめ、産前産後休暇届（様式第17号の2）に休暇の事由が確認できる書類を添えて校長に提出しなければならない。 6 職員は、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ、介護休暇（介護時間）願（様式第17号の3）に職員と要介護者との続柄を証明するに足る書類及び要介護者に係る医師の診断書又はその介護を要することを証明するに足る書類を添えて、校	○岡谷市立小・中学校職員服務規程 平成3年1月7日 教育委員会訓令第1号 （休暇等） 第24条 職員（市費負担の職員を除く。以下この条において同じ。）は、年次休暇を請求しようとするとき又は療養休暇（職員の妊娠4カ月以上の分べんに係る休暇（以下「産前産後休暇」という。）を除く。）若しくは特別休暇の承認を受けようとするときは、休暇等整理簿（様式第16号）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ承認を受けることができないときは、電話等により連絡するとともに、事後直ちに承認を受けなければならない。 第2項から第4項まで （略） 5 職員は、産前産後休暇を申し出るときは、あらかじめ、産前産後休暇届（様式第17号の2）に休暇の事由が確認できる書類を添えて校長に提出しなければならない。 6 職員は、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ、介護休暇（介護時間）願（様式第17号の3）に職員と要介護者との続柄を証明するに足る書類及び要介護者に係る医師の診断書又はその介護を要することを証明するに足る書類を添えて、校

長に提出しなければならない。 7 職員は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療休暇願（様式第17号の4）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。この場合において、第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。 （追加） （追加） （追加） （追加） 第8項から第10項まで （略）	長に提出しなければならない。 7 職員は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療休暇願（様式第17号の4）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。この場合において、第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。 <u>8 職員は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、校長に対し、子育て部分休暇承認請求書（様式第17号の5）により行わなければならない。</u> <u>9 職員は、子育て部分休暇の期間中に、当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなったとき又は当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、遅滞なく子育て部分休暇養育状況変更届（様式第17号の6）を校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。</u> <u>10 承認された子育て部分休暇の一部の取消しについては、第27条第5項の規定を準用する。この場合において、「部分休業一部取消整理簿（様式第27号の2）」とあるのは、「子育て部分休暇一部取消整理簿（様式第17号の7）」と読み替えるものとする。</u> <u>11 校長は、職員の子育て部分休暇の期間が終了したとき、又は子育て部分休暇の承認が取り消されたときは、第27条第6項の規定を準用する。この場合において、「部分休業取得状況報告書（様式第27号の3）」とあるのは、「子育て部分休暇取得状況報告書（様式第17号の8）」と読み替えるものとする。</u> 第812項から第1014項まで （略）
--	---